

入札監理小委員会
第691回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第691回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和5年5月31日（水）16：58～18：07

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 事業評価（案）の審議

○東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務（環境省）

○国立研究開発法人国立国際医療研究センターの医事業務管理

3. 閉会

<出席者>

中川主査、浅羽副主査、辻副主査、生島専門委員、尾花専門委員、川澤専門委員

（環境省）

水・大気環境局 水環境課 海洋環境室 杉本室長

竹田室長補佐

堀野上室長補佐

（国立研究開発法人国立国際医療研究センター）

総務課 調達企画室 小櫃室長

大谷契約第一係長

国府台病院 医事室 堀田室長

（事務局）

岡本事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

(環境省 入室)

○中川主査 それでは、ただいまから第691回入札監理小委員会を開催します。初めに、「東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務」の実施状況について、環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室、杉本室長から御説明をお願いしたいと思います。

では、御説明を10分程度でお願いいたします。

○杉本室長 ありがとうございます。ただいま御紹介いただきました、環境省海洋環境室長の杉本と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

早速ではございますが、資料1-1を説明させていただきたいと思います。民間競争入札実施事業「東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務」の実施状況報告でございます。

まず、事業の概要について説明させていただきます。本事業につきましては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴い、津波等の被害に遭った地域における有害物質や放射性物質による海洋の汚染状況を経時的に把握するものでございます。実施期間といたしましては、令和3年10月19日から令和6年3月29日までを対象としてございます。

請負事業者が日本エヌ・ユー・エス株式会社でございまして、契約金額につきましては2億2,812万円となっております。入札の状況は1者応札となっております。

本事業の目的でございますが、概要でも説明したとおりでございますけれども、被災地におきまして、被災した工場等からの有害物質の公共用水域・地下水・土壌への漏出、津波による廃棄物の海上流出や油汚染、及び福島第一原子力発電所からの放射性物質の漏出等により、国民の健康や生活環境への悪影響が懸念されます。これら環境汚染による人への健康被害の防止、被災地の生活環境に対する住民不安の解消のためには、継続的かつ的確に汚染状況を把握する必要があるというものでございます。

選定の経緯でございます。本事業につきましては、平成27年度の公開プロセスで、1者入札の回避、コスト縮減のため、入札における競争性を高める工夫等を行うことが必要とされました。また、同年度の公共サービスの選定におきまして、行政事業レビューにおいて問題等を指摘された事業のうち1者応札となっているものとして、市場化テストの導入を求められたものでございます。そのため、平成29年度より市場化テストを導入してございます。

2ページ目以降につきましては、同じく海洋環境室室長補佐の竹田から説明させていた

できます。

○竹田室長補佐 海洋環境室室長補佐の竹田でございます。よろしくお願いいたします。
今の資料の2ページ目以降について、説明させていただきます。

まず、確保されるべき質の達成状況及び評価でございます。事業の質に関する評価につきましては、本事業全体の計画立案及び進行管理等につきまして、実施要項記載事項を確実に実施することとされておりましたが、実施状況につきましては、まず1点目としまして、調査計画案の立案でございます。計画の立案に当たりましては、過年度の調査結果を踏まえて、各年度第1回の東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査検討会におきまして提示しまして、同検討会の委員の意見を適切に反映させていただいております。

2番目でございますが、調査の実施・分析・結果解析及び取りまとめでございます。立案した計画に従いまして調査・分析・結果解析を実施しまして、その取りまとめ結果につきまして第2回検討会に提示させていただきまして、委員の意見を適切に反映してございます。

3番目としまして、公表用資料の作成でございます。3年度及び4年度の調査結果の取りまとめ内容に基づきまして、各年度第2回目の検討会におきまして、公表用資料の案を委員の意見を適切に反映させた上で作成いたしまして、3月末に環境省に提出してございます。

4番目としまして、検討会の設置・開催でございます。委員の日程調整を早期に行いまして、各年2回の検討会をしっかりと実施させていただきまして、予定していた成果を得ているものでございます。

5番目としまして、環境省ホームページへの公表コンテンツの作成でございます。当該年度で得られた分析結果や解析を基に、公表コンテンツ案を取りまとめまして、3月末に環境省に提出してございます。

業務結果報告書の作成については、年度末までには環境省に提出してございます。

次に評価でございますが、今まで説明させていただきましたとおり、実施要項の記載事項について、計画的な企画・立案、進行管理等がしっかりと行われており、検討会の指摘事項についても柔軟に対応して、求める事業の質が達成できたものと考えてございます。

次に、民間事業者からの改善提案による改善実施事項でございます。公共サービスの向上及び委託業務の適切な実施を図るため、業務調達時や業務実施時における民間事業者から提案のあった主な改善事項につきましては、次のとおり実施しております。過年度調査

の知見を踏まえた効率的な調査計画を立案しております。調査の円滑な実施のための資料採取と試料分析に関する豊富な知見・経験を有する専門機関である外部委託先との連携を実施しております。また、調査開始からデータが蓄積されたことを受けまして、経年的変化や物質ごとの発生源の類似性の客観的な考察に資するための統計解析の実施を行っております。

次に、実施経費についての評価でございます。本件につきましては、市場化テスト前の平成28年度には、実施経費が年間で税抜き9,551万円ございました。その後、市場化テストの第1期としましては、参考のところに書いてございますが、平成29年から31年度まで3か年の国庫債務負担行為で3か年契約を結びまして、単年度当たり税抜きで7,650万円という契約でございました。第2期については平成2年度の単年度事業ということで行いまして、税抜きで7,504万円、今回は市場化テスト第3期で、もう一度国庫債務負担行為を取りまして、令和3年度から令和5年度の3か年の事業ということで行いまして、契約額は先ほど申しましたとおり、2億2,812万円、単年度当たりになりますと7,604万円でございます。

これについて、平成28年度市場化テスト前の業務内容と、今般の令和3年度から5年度の業務内容を比べますと、水質調査の終了や重点調査項目、調査地点の減少など、業務内容が異なっております。これに係る経費のみを除外しまして、平成28年の従来経費を算出することはなかなか困難であるところでございます。そのため、今回の評価に至りましては、今期の事業に係る実施経費、単年度当たりのものを業務内容がほぼ同内容である市場化テスト1期目の事業と比較させていただきましたところ、46万円の削減となっております。

続きまして、今後の事業について説明申し上げます。まず全体的な評価でございますが、今、説明いたしましたとおり、本事業の実施に当たりまして、確保されるべきサービスの質として設定された要求水準は満たしており、履行状況についても、入札実施要項に示す実施の基準を満たしているところでございます。実施経費については、市場化テスト実施後の経費の推移を比較したところ、46万円でございますが、一定の削減効果が見られているところでございます。ただ一方で、競争性の確保については、結果としまして1者応札が継続になっているものでございます。本業務を実施するには、試料の採取、化学物質の分析とともに、高度な技術が要求され、対象となる化学物質が多岐にわたるために、対応可能な業者が限られていることを要因として考えてございます。

また、本事業の実施状況については以下のとおりで、1つ目としまして、業務実施期間中に、受託民間事業者が業務改善指導を受けたり、業務に係る法令違反等はございません。環境省において、既に物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会が設置されてございまして、本業務に係る契約についても監視の対象となっているところでございますので、今後も引き続き外部有識者のチェックを受ける仕組みが確保されているものでございます。また入札に当たりまして、公告期間の延長、提案書審査基準の見直し等を行った上で、これまで競争入札を実施してきてございますが、ずっと1者応札だったところでございます。対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標は達成しているところでございます。契約金額との比較による経費の削減については、同内容となった令和元年度に本件請負業務に要した経費と比べまして、単年度ベースで46万円の経費が削減されたところでございます。

これに基づきまして、今後の事業としましては、平成28年度まで単年度契約で実施して、仕様書における仕様内容の表現の見直し、具体的追記を逐次行ってきたところでございますが、1者応札が続く状況であり、平成29年度から市場化テストの対象となったものにつきまして、平成29年度から令和元年度までの契約、第1期では事業の複数年化、共同事業体の許容、参入事業者に求める要件の緩和、情報開示の充実などを行っており、第2期の令和2年度の契約においても、提案書審査基準の見直し、さらなる情報開示の充実、実施要項への記載事項の明確化などの対応策を行ってきたものの、1者応札になってきたところでございました。

今回の令和3年度から5年度の3期につきましては、再度、事業を複数年度化するとともに、情報開示の充実、評価基準の見直しを行って、さらに令和2年度事業の入札不参加者に対するヒアリングにおいて、業務の一部が再委任可能であるにもかかわらずできないものと誤解を生じたとのヒアリング結果がございましたので、そのような誤解がないように、入札説明会において説明内容は詳細かつ分かりやすいものになるように実施しまして、複数応札に向けて、業界団体を通じた事業者への情報提供の広報なども実施したところでございます。

このように改善に向けた取組を行ってきましたものの、1者応札が続いてございますが、市場化テストの実施だけでは実施状況のさらなる改善が見込めないと考えているところから、市場化テストの方針に照らしまして、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了するものになりたいと考えているところでございます。

なお、市場化テスト後につきましても、これまで官民競争入札等監理委員会において御審議を通じまして、厳しくチェックをいただけてきました公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、公共サービスの質の維持向上及びコスト削減等を図る努力をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、総務省より御説明をお願いいたします。なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から評価案について説明いたしますので、資料A-1を御覧ください。

事業の概要等につきましては、先ほど環境省から説明があったとおりですので、割愛いたします。

事業の選定経緯につきましては、平成27年の行政事業レビューの公開プロセスにおいて、入札における競争性を高める工夫等を行い、継続的に事業費の縮減を図ることが必要とされたことを受けたものになっております。平成29年度から市場化テストを行っており、今期が3期目の事業となります。

事業の評価といたしましては、終了プロセスに移行することが適当であると考えております。

検討の過程について説明いたしますので、資料の2ページから御覧ください。まず、(2)の事業の実施内容に関する評価です。サービスの質については、確保されるべき水準がいずれも達成されており、適切に履行されていると評価しております。

次に、(3)実施経費についてです。本事業については、市場化テストの実施前後で事業の内容が大きく異なっておりますので、今期の業務内容と同じ内容である市場化テストの第1期目の経費をベースとして比較を行っております。資料については3ページに記載のとおりですけれども、単年度当たりの経費で比較いたしまして、今期の事業では46万円で、0.6%の減となっております。

続いて、(4)競争性の改善のための取組についてです。この3期にわたる市場化テストにおいて、環境省では、記載のとおり、事業の複数年化、共同事業体による入札参加の許容、公告期間の確保、提案審査基準の見直し、業界団体への周知・広報、情報開示の範囲

の拡大、入札説明会における説明内容の充実化等、様々な取組を行ってきていただいたところですが、しかし、結果としては1者応札が続いているような状況になっております。

この背景といたしまして、本事業が特殊なものであり、実施可能な事業者が限定されるということが挙げられるかと思えます。具体的には(5)に記載のとおりですが、まずポツの1つ目ですけれども、本調査が沿岸20キロメートル程度での底質の試料採取が必要であるというようなところ、これに対応可能な調査船が限られていること。次に、採取試料の分析につきましても、微量の化学物質の解析とか、調査地点の地形や天候を考慮した解釈が必要であるなど、高度な技術と知見が必要となること。また、本調査に対する信頼性を担保していくためには、調査計画の企画立案、調査海域での許可申請、試料採取・分析、結果の取りまとめといった一連の業務が緊密な連携の下で実施される必要があり、業務の分割が困難であること。こうした事情が1者応札になっていることの背景にあると考えられるところです。

以上を踏まえて、(6)評価のまとめでございます。資料の4ページを御覧ください。これまで説明してきたとおり、事業の質については担保されておりまして、経費についても一定の削減効果があると評価しております。他方、入札については1者応札となっており、競争性の確保について課題が残っている状況です。この点について、環境省においては、競争性の改善に向けた種々の取組が行われてきたところですが、本事業の特殊性から、市場化テストの実施だけでは事業の実施状況のさらなる改善は困難であると考えております。なお、本事業の実施期間中に、委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、仮に市場化テストを終了する場合であっても、環境省における物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会において、外部の有識者等からチェックを受ける仕組みが確保されております。

以上を踏まえて、(7)今後の方針でございます。本事業については、競争性の確保において課題が認められ、良好な実施結果を得られたと評価するのは困難であるものの、市場化テストの実施だけでは、実施状況のさらなる改善は見込めないものであるというふうに認められます。そのため、本事業につきましては、指針Ⅱ.1(2)の基準を満たしているものとし、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適切であると考えております。

市場化テスト終了後は、公共サービス改革法の対象から外れることにはなりませんけれども、これまで本委員会でも厳しくチェックされてきました公共サービスの質、実施期間、入

札参加資格、入札手続、情報開示に関する事項等を踏まえた上で、環境省が自ら公共サービスの質の維持向上、コストの削減、事業の透明性の確保を図っていくことを求めます。

さらに環境省に対しましては、今後も受託者の決定プロセスやコストの透明性を確保するよう求めるとともに、新規事業者の参入を促進するため、本事業の目的や理念に沿う範囲内で、調査の内容や範囲、また調査の実施方法についての見直しを含めた不断の検討を要請したいというふうなことで評価書を記載しております。

事務局からは以上になります。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価案について、御質問、御意見なり、御発言をお願いいたします。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

資料A-4でございます。ヒアリング結果でございますけれども、一部の業者からは、仮に調査だけ、分析だけのような個別の発注であれば、各分野の専門業者がもう少し参入できる可能性が考えられるというコメントが出ていたようでございます。先ほど、たしか業務の分割が困難であるという御説明を伺った記憶をしております。恐らくこの部分は重要な論点だと思いますので、「業務の分割が困難である」という部分をもう一度、簡単に構いませんので、説明いただいてもよろしいでしょうか。

○杉本室長 御質問ありがとうございます。その点に対しまして、竹田から説明させていただきます。

○竹田室長補佐 竹田でございます。まず、資料1-2の2ページ目を御覧いただけますか。業務改善のための分割の検討ということで、チェックシートを示させていただいております。業務の円滑な実施には、調査計画の企画立案から、調査海域での許可申請、試料の採取・分析、この検討・取りまとめなど、一連の業務として緊密な連携の下に実施されることが必要でございまして、これらそれぞれの過程で連携が不十分であると、調査の遅延や不適切な試料採取、不正確な分析や検討・取りまとめにつながり、調査の信頼性を損ないかねない事態が生じることを懸念しております。そういったことから、分割した業務発注はなかなか困難であると考えているところでございます。

なお、競争性確保の観点から、グループ入札とか外部委託を可能としているところでございます。また、ここに書いていないので補足的なことでもございますけれども、過去にヒアリング事業者からも、例えば業務を分割することにより、確かに受注のハードルは下が

るかもしれないですけれども、分割することで実際にコストが上がったり、効率的な実施は難しくなる、デメリットがあるのではないかというようなコメントもいただいていることも補足までに付け加えさせていただきます。よろしくお願いします。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。

もう1点だけ御質問させてください。資料A-1の3ページ目でございます。(5)業務の特殊性等という部分でございます。こちらで沿岸20キロメートル程度での試料採取に対応できる調査船が限られているという評価が書かれてございます。「調査船が限られている」という部分、もうちょっとデータを示していただくことは可能でしょうか。

○杉本室長 その点につきましては、同じく室長補佐の堀野上からお答えいたします。

○堀野上室長補佐 海洋環境室の堀野上と申します。よろしくお願いいたします。

ただいま御指摘いただきました調査船の件ですけれども、厳密にお伝えしますと、調査船のサイズに係るところでございます。やはり事業に関しまして、当該事業におきましては約400トン程度の調査船を使用しておりますが、今回ヒアリングを受けたような事業者の方々におかれましても、通常1,000トン以上のサイズの大きな船舶を調査船として使用しておりますので、この観点からまずは調査船の費用、コストが莫大で、倍額以上に上がるのところから、同様の400トン前後の調査船を保有している、また委託できるような事業先としては限られた計画となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○辻副主査 なるほど。大きめの船を持っている方々は多くいらっしゃるのところ、今回、最適なサイズになるような船を持っていらっしゃる方があまりいらっしゃらないという理解でよろしいでしょうか。

○杉本室長 はい、御理解のとおりでございます。

○辻副主査 なるほど。この最適なサイズの船を持っていらっしゃる会社というのは大体何社ぐらいでしょうか。二、三社なのか、五、六社なのか、数十社であるのか。

○堀野上室長補佐 全国で言いますと10社前後あるのですけれども、既に長期の契約を行っている事業者ばかりでして、このように単年度で実施いただける事業者は限りなく少ないと理解しております。

○辻副主査 なるほど、よく分かりました。ありがとうございます。

○堀野上室長補佐 ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御質問、御意見はございますか。川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 説明ありがとうございました。1者応札が続いているということで、ただいろいろと御検討いただきありがとうございました。実施状況報告の2ページ、民間事業者からの改善提案を拝見しますと、1者応札が続いてはいるものの、事業者からの改善提案がなされているので、今後も質が維持向上されていくのではないかと期待はあるのですが、他方で、1者しかいないとその事業者自らの改善努力を促すのもなかなか難しい部分があると思います。その辺りは今後、監視委員会があるということですが、どのような形で、担当課としては維持向上・改善を図っていこうと考えられているか、今時点での考えをお聞かせいただけますか。

○杉本室長 ありがとうございます。海洋環境室で、特に今回のこういった業務、地域性、もしくは先ほどの場所の選定といったところの特殊性はございますが、その他の海洋環境モニタリング等の業務において、今回ヒアリングした企業、もしくはそれ以外も含めて意見交換等をする機会がございますので、できるだけ最新の知見を当室といたしましても、広く情報収集をしながら、それにおいて本業務が適切に実施されているのか、また新しく効率的な手法は適用できないのかどうかといったところは私どもでも検討し、また仕様書等でもお示ししながら、可能であればそういったところに対応できるかどうかをきっちりと考えていただくと。こういうところは少なくともしていけるのではないかと考えてございます。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。いろいろと事業者の方との意見交換の場を持たれているということで、安心いたしました。ぜひそこで得られた知見を仕様書への反映ということで展開していただきたいと思います。

あともう1点ですが、これは東日本大震災に関わる事業ということで、恐らく東京電力についてもこういった同じような海洋調査をされていらっしゃると思います。恐らく環境省に求められているのは、中立的な立場で改めてその調査を実施して、国民に安心できる材料なのか、そうではないのかということをご提示するということだと思います。ですので、東京電力側として仮に同じような海洋調査をしているのであれば、その事業者と環境省で受託していらっしゃる事業者が違うのかどうかとか、もし仮に同じであったとしても違う担当者が実施している等、特にこの事業については受託事業者の実施体制ということは丁寧に見ていく必要があるのかと思いましたので、今後そういったところも少し気に留めていただきたいと思います。これはコメントです。

○中川主査 ほかにございますか。尾花委員、お願いいたします。

○尾花専門委員 御説明いただきありがとうございます。資料1-2、実施状況のさらなる改善が困難な事情の分析ということでおまとめいただいている、その根拠をもう一回確認させていただきたいのですが、対応可能な調査船が限られているというお話ですが、調査船を保有する会社が10社とおっしゃっていましたが、日本エヌ・ユー・エスは、保有しているわけではなく、委託しているということによろしいですか。

○堀野上室長補佐 海洋環境室の堀野上でございます。今現在、御理解のとおり、委託先の日本エヌ・ユー・エス社から、再委託先の事業者のほうで船舶備船をしているという状況でございます。

○尾花専門委員 先ほどの御説明だと長期契約をしているから、新たな業者がここに頼むのは難しいという分析をされているということですか。

○堀野上室長補佐 いえ、あくまでも試料採取のための備船でございますので、分析はまた違う事業者になっております。

○尾花専門委員 分析を依頼しているというわけではなく、エヌ・ユー・エス以外の会社が今の備船会社に備船を委託するのが難しいのではないかと環境省ではお考えになられているということですか。

○堀野上室長補佐 そのような同等の船舶を保有しているのが10社程度あるという意味でございます。もし今回、再委託先の船舶保有の事業者以外に探すとすれば、あらかじめ数年先からの予約が埋まっておりますので、このような単年度契約の事業を再委託するような船舶保有会社は限られております。

○尾花専門委員 なるほど。そうすると、事務局で、船が限られていることが競争性に大きな阻害要因であると結論づけてしまうことについては、少し問題があるのかと思いました。ただ、環境省は、単年度で船を見つけるのが難しいという分析をされているということですね。

○竹田室長補佐 船だけが要因で事業者が限定されているとは考えてございませんで、資料1-2の裏面でございますが、実施可能事業者が限定される要因としまして、少なくとも3点あるのではないかと考えてございます。

調査の継続性の観点から、毎年同一地点での試料採取が必要になりますが、天候などを考慮して、試料採取機器の位置を調整したり、そういう技術的なことで高度な技術を要するところで事業者が限定されているのではないかという要因、あとは今の船の話の要因と、もう一つは分析におきまして、底質中の微量な化学物質の解析や調査地点の地形や天候な

どを考慮した解釈というものが需要でございますので、そういうことができる業者が限られている。この3点が主なものとして、ほかの者がなかなか参入できなかったのではないかと考えているところでございます。船もですけれども、幅広くということで、この3点として考えてございます。

○尾花専門委員 なるほど。そうすると、環境省のお話ではないですけれども、事務局のまとめで、船が限られているというのが一番の要因に書かれているのは、事務局のまとめの評価案のところで、対応可能な調査船が限られているというのを特殊性の一番に挙げてしまうのは、誤解を生むのかと感じました。なぜならばエヌ・ユー・エスは船を持っているわけではなく外部委託するわけなので、必ずしも船が大きな要因ではなく、今の御説明ですと、技術的な要因のほうが大きいとお考えになられているように受け止めましたので、事務局の評価案はこういう書き方で良いのかどうかという気がいたしました。

それから、資料A-4を拝見しますと、3者にヒアリングしていただいていて、特に3者目の記載だけを見ると、できないわけではないけれども、既に実績を積んだ業者が何年も受託しているので、それと競争は難しいと言っているように思え、そうすると、必ずしも高度な技術のところなのかと疑問に思いましたけれども、それは感想です。ありがとうございました。

○中川主査 生島委員、お願いいたします。

○生島専門委員 御説明ありがとうございます。今、尾花先生が御感想で述べた部分に関して私も疑問がございまして、お伺いしたいのですが、技術的に高度なのでなかなか受注できるところがないという御説明ではあるのですけれども、ヒアリング結果を拝見すると、技術的に高いからできないというよりは、類似業務の要件に対応が難しいとか、過去の同等業務の実績等も含めた技術点を価格で補うこととか、技術自体が難しいというよりは、実際に類似のことを過去に実施したことがあるということが要件に入っているのでできないという部分が大きいように読めるところがございまして、確かにどこまで高い技術か分からないのですが、いろいろな微量の化学物質等の調査はそんなに実施したところが多くないかもしれないですけれども、経験がなくてもできる可能性を考慮してはいけないのでしょうか。やはり経験があるということが絶対的な要件になってしまうのでしょうか。全く同じ化学物質等については経験がないけれども、類似であっても経験はないけれども、もう少し過去の実績がなくても、新規事業者がチャレンジできるような要件に変えるというのは絶対にできないのでしょうか。

○杉本室長 御指摘ありがとうございます。今、御指摘いただいたポイントのとおりで、類似のものにつきまして、基本的には経験を評価案の一つには入れてございますが、それがないと、それ一つでもう全部、一切できませんという形にはなってございません。あくまでも総合評価の中で類似の経験を含めておりまして、その加点をするかどうかというポイントになってございます。その際にどの程度の類似性かということにつきましては、もちろん提出いただいたものによってくるということでもございますけれども、海洋環境のモニタリングという業務、幅広くそういった業務がございますので、そこで解析等を行っている実績をこれまで従前は調査計画、海水、堆積物の解析、双方の実績があれば加点という形にしてございましたが、令和2年度の調達ではいずれかの実績を有すれば加点ということにしておりまして、また令和3年度の調達においては加点項目の配点を減らすということを行ってございます。

ただ、全く経験がないところをお願いするといったときに、こういったところのクオリティーコントロールがきちんとできるかどうかというのが、どの程度の類似業務をもって判断するかということになりますが、海洋でのモニタリングの経験が全くないといったところが実施した場合には、コンタミネーション、いろいろなものが混ざらないようにするとかいったものにしっかりと配慮するというのが技術的には当然必要になってきますので、そういったところの一定の経験は必要だと考えてございます。

繰り返してございますが、必ずしもそれが無いと入れない、参入障壁になっているわけではなくて、加点の要素にしているという点、そこについては類似の調達の中でもできるだけ緩和してきてございます。そういう意味では、その情報はある程度お伝えしつつも、各事業者については、これまでのものからどの程度そういうところに配慮しなくてはいけないかということについての懸念が、実際ヒアリングで少し現れているのではないかと推察してございます。

○生島専門委員 ありがとうございます。何か私が民間業者の回答を読んだ感じですと、どうしても違う印象で、本当に経験がないけれども能力がないのかというと、社名を考慮するわけではないけれども、能力はありそうではない、他の事業者もできなくはないのではないかというふうに素人目では思ってしまうのです。もちろんそこはそちらの御判断ですが、競合他社がない、ほぼいないという状況でなるべく参入してもらうには、少し海洋の調査を実施したことがある会社であれば参入していけるように、さらなる技術点の緩和というのをお考えいただいたら良いのではないかと思うところと、もしこれが過去

の経験が足りないからということが大きいように、少なくともその業者側が思っている状況で、これは資料1-2の②の部分ですけれども、結局、さらなる改善が困難な事業の分析のときに、技術的に対応可能な事業者が限られているとまで書いてしまってどうなのかと思ったのです。先にこちらを読んだときに、本当に技術が難しく誰もできる場所はないのかと思ったのですけれども、ヒアリング調査の結果を読むとそれとは違う印象があったので、何か要件を変えればできる場所は増えるのではないかと考えてしまうのです。なので、できる場所があまりないと言い切ってしまうと良いものかと考えて、御質問させていただきました。ありがとうございます。

○杉本室長 ありがとうございます。今回のヒアリングでも、御指摘いただいたように、各社の印象と私どものこれまでの努力が必ずしもマッチングしていないのではないかとすることはあり得るかと思っておりますので、加点事項について、過去の実績も本業務の実績では当然なくて、類似のという点であるとか、こういったところよりもほかの業務を含めて技術的にしっかり実施しているところを評価すると。こういったところについては各事業者には情報提供、周知をしていく必要があるのかというふうに、今、御指摘を伺いながら考えてございます。

ただ、配点ほかをここに詳細に出すことはまたこれも調達においてなかなか難しいところもございますので、情報提供の仕方もなかなか難しいところはあるかもしれませんが、こういうところもあるけれども改めて類似の業務を実施している範囲でチャレンジがぜひ可能であればという呼びかけというのは、引き続きふだんの他業務でのお付き合いを含めた中で情報共有、意見交換はさせていただけるようにしたいというふうに思います。

○生島専門委員 御検討どうもありがとうございます。ぜひお願い致します。

○中川主査 浅羽委員、お願いいたします。

○浅羽副主査 本事業の将来性について御教示いただきたいと思っております。新規参入のために人的あるいは物的な投資をしたとしても、実際に本事業に関しては調査地点が減少しているといったようなことや、また、本事業が東日本大震災に伴うもので、時間の経過とともに将来どうなっていくのかということに関して、将来性がない事業ではないかと思われるおそれがあるのではないかと考えております。

そこでお伺いしたいのは、そもそも環境省にとって本事業の将来性はどのようにお考えになられて、また参入されようかと考えていらっしゃる事業者にアピールされているのかという点を御教示いただきたいと思っております。

○杉本室長 御指摘ありがとうございます。非常に難しいポイントを御指摘いただいたかと考えてございます。御指摘のとおり、今回は東日本大震災に係るモニタリングでございまして、国民の方々の安全・安心をどういうふうに確保するかという観点で継続的に行っているものでございますが、これが基本的に未来永劫続くようなモニタリングの性格とは若干性格を異にしているというのは、御指摘のとおりかと思えます。

そういう意味で、国民の方々の安心を確保する観点で、こういうモニタリングで問題がないということが周知されていく中で、確かに頻度とか地点とかを徐々に縮小していく可能性というのは多分にあると考えてございます。ただ、今、環境省といたしまして、何か特別そういった今後に向けた、本件の海洋モニタリング調査業務をいつまで続けるかどうかというところについての政策判断をしているわけではございませんので、一定の期間継続して行うということが今時点でお答えできる範囲かと考えてございます。そうした中で、将来性が必ずしもない中で、各企業に検討もしくは参入を検討いただけるかどうかという点で言いますと、御指摘のとおりそういった部分を含めてハードルは高いのかというふうにも考えてはございますが、先ほど御指摘いただいたように、できるだけ参入障壁となり得るものは排除した上で、また、過去の類似とそういったところの経験値のみの評価で決まるものではないといったことを含めてしっかり周知した上で、民間企業の経営判断として少しでも検討いただけるように働きかけをしていくということしかないのではないかと考えてございます。

○中川主査 ほかにございますか。よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、審議はここまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 評価案の書きぶりにつきましては追って調整させていただきたいと思いますが、その他は特にございません。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告することといたします。

事業評価案の審議は以上となります。本日はどうもありがとうございました。

○杉本室長 どうもありがとうございました。

(環境省 退室)

(国立研究開発法人国立国際医療研究センター 入室)

○中川主査 それでは、「国立研究開発法人国立国際医療研究センターの医事業務委託」の実施状況について、国立研究開発法人国立国際医療研究センター総務課調達企画室、小櫃室長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○小櫃室長 御紹介いただきました国立国際医療研究センター調達企画室長、小櫃でございます。どうぞよろしくお願いたします。

私が最初に説明いたしますが、その後質疑があるかと思えますけれども、その際は別におります国府台病院の医事室長の堀田も回答いたしますこととよろしくお願いたします。

初めに当センターについて少し紹介させていただきます。当センターは厚生労働省所管の国立研究開発法人で、6つある国立高度専門医療研究センターの一つであります。当センターは新宿戸山にありますセンター病院、研究所、千葉県市川市にあります国府台病院、東京都清瀬市にあります国立看護大学校など多様な組織を有し、感染症、免疫疾患並びに糖尿病、代謝疾患等に関する研究や高度総合医療を提供するとともに、医療分野における国際協力や医療従事者の人材育成を総合的に展開している組織であります。

それでは、実施状況報告にまいりたいと思えます。お手元に資料2がございますでしょうか。こちらの実施状況報告に沿って説明してまいりたいと思えます。

初めに、I、事業の概要等について説明いたします。当センターでは、センター病院、国府台病院において、医事業務について外部委託を実施しております。医事とは、医療における請求事務に関する業務を指し、病院に来院した人が最初に対応するのが医事課の職員であります。医事課での業務は、受付や電話対応、診療費の計算、診療報酬明細書の社会保険や国民健康保険等への請求などがあり、そういった業務を外部委託している業務となります。今回の市場化テストでは新規事業者の参入を容易にするため、従来とは異なり、センター病院における医事業務、国府台病院における医事業務に分けて、施設ごとの入札・契約を実施いたしました。このため、それぞれについて検討した上で総合的に評価を行うことといたしております。

事業実施期間ですが、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間として、民間競争入札により実施しております。なお、今回の評価対象期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間となります。

受託事業者は、センター病院については株式会社ニチイ学館、国府台病院は株式会社ラストとなります。

契約金額ですが、センター病院は2年総額で9億8,976万円、単年度当たりでいきますと4億9,488万円。国府台病院は2年総額3億2,808万円、単年度当たりでいきますと1億6,404万円となります。

入札の状況ですが、センター病院、国府台病院ともに2者応札でありました。また、両病院とも、入札説明会の参加者数は3者でありました。

事業の目的ですが、本事業は病院経営のために効率的な収入を確保すること、及び医事業務の円滑な運営をすること、並びに患者サービスの向上を図ることを目的としております。

受託事業者決定までの経緯ですが、センター病院及び国府台病院いずれも入札参加者数は2者であり、提出された技術等提案書を審査した結果、いずれも要求要件を満たしておりました。令和3年12月2日にセンター病院及び国府台病院それぞれ開札し、その結果、予定価格の範囲内での応札がそれぞれ1者あり、センター病院は株式会社ニチイ学館、国府台病院は株式会社ソラストが落札いたしまして、同年12月10日に契約締結をした次第でございます。

次に2ページ目、評価にまいります。1、事業の質に関する評価についてです。(1)本業務の実施に当たり達成すべき質について説明させていただきます。本業務の質の達成状況として、実施要項に定めた評価項目4つについてそれぞれの病院で採点を行ったところの、1つ目、受託者の作成する業務日誌はセンターの監督者へ遅滞なく提出されること。業務日誌に記載する内容は定型的なものではなく、日々の課題、要改善事項等を含み、業務改善についてセンターと協議する材料として有用なものであること、これについては配分点20点としております。評価では、センター病院は10点、国府台病院は20点となりました。

2つ目です。診療報酬請求事務の適正化を図るため、年1回以上は請求事務の点検を実施し、請求漏れ審査減対策等を講じ、具体的な対策案を報告すること。こちらは配分点20点、評価ではセンター病院が10点、国府台病院が20点となっております、こちらは記載された表にあると思いますが、このような内容となっております。

3つ目です。診療報酬請求事務の適正化及び収益確保のために、審査減の率を以下とすること。こちらは配分点30点で、評価ではセンター病院、審査減率が0.35%以内のところ、0.35%であったことで30点、国府台病院が0.3%以内であるところ、0.27%であったので30点としています。

4つ目です。診療報酬請求事務の適正化及び収益確保のために、審査減に過誤減等を含めた率を以下とすること。こちらは配分点30点で、評価はセンター病院で0.4%以内とするところ、0.4%で30点、国府台病院は0.35%以内とするところ、0.37%であったので、20点という結果でございました。

こちらは合計100点満点で、センター病院では80点、国府台病院では90点となり、いずれも実施要項に定めた目標点70点に達しております。以上により、両病院においては確保されるべき業務の質に達しているものと評価いたします。

また、民間事業者からの改善提案による改善実施事項につきましては、受託事業者から企画提案時及び業務を履行する中で、幾つかの項目について改善提案を受け、改善実施をしており、いずれも業務の質の向上に寄与しているものと評価しております。これにつきましては、3ページの下から始まる①、②とあります。1つ言えば、診療報酬委員会の受託事業者の参加、受託事業者が参加することで職員と連携強化につながり、業務実施の改善提案が行われた。その結果、受託事業者オリジナルのレセプト点検システムを導入することで、医師の業務負担の軽減につながり、レセプト点検の精度向上などの改善が図られたなどといった内容が、改善提案事項として実施されております。

続きまして、2、実施経費についての評価について説明させていただきます。4ページ目の中ほどから5ページ目にかけてとなります。実施経費については、従来経費と比較して、表にも記載されているとおりとなりますが、年平均で約0.6%、約300万円ほどの増額が認められています。しかしながら、医事業務は経費の全てを人件費が占めております。賃金構造基本統計調査によりますと、令和2年から令和4年にかけて、センター病院の所在する東京都は約1.6%給与額が増加、国府台病院の所在する千葉県は約4.9%を給与額が増加している、となっております。両病院ともに賃金の上昇分を控除すると、実質的に約2.1%、1年当たりで1,019万円の削減を達成しているものと考え、一定の削減効果があったものと評価しております。

続きまして、5ページ目の外部有識者からの評価ですが、本事業の調達に当たっては、外部有識者等により構成される契約審査委員会において契約方法の妥当性等の審査を受けており、その審査では「適当」とされております。

続きまして、4番の評価のまとめにまいります。(1)評価の総括となりますが、本事業における全体の実施状況及び評価については、事業実施期間中に受託事業者が業務改善指示等を受けることや、業務に係る法令違反行為がなかったこと。センターにおいて実施状

況についてのチェックを受ける仕組みとして、外部の有識者等による契約監視委員会を設置していること。入札において両病院ともに2者の応札があり、以前の1者入札から複数者入札となり、競争性の確保は十分にあったと評価できること。確保されるべき公共サービスの質について、両病院ともに、実施要項において定めた目標を達成しており、サービスの質を確保していると評価できること。経費削減について、名目上は約0.6%の経費の増加が認められるところではありますが、実質的には民間競争入札実施により、経費削減効果はあったと評価できること。以上により、公共サービスの質の確保及び経費の削減効果があったものと評価しております。

最後となりますが、今後の方針についてです。評価の結果、総合的に判断して良好な結果が得られていることから、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」の基準を満たしていると判断し、現在実施中の契約をもって市場化テストを終了とさせていただきますと存じます。

なお、今後は当センターの責任において、公共サービスの質、実施期間、入札手続及び情報開示する事項を踏まえた上で、引き続きサービスの質の維持向上及びコスト削減を図っていく所存でございます。

以上をもちまして、国立国際医療研究センター医事業務委託の入札の実施状況についての説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○中川主査 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価案について総務省より御説明をお願いいたします。なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、評価案につきまして、資料B-1に基づきまして御説明いたします。まず、Iの事業の概要ですが、先ほど国立国際医療研究センターより説明がありましたので、割愛させていただきます。

次に、IIの評価について。評価の結論としましては、市場化テストを終了することが適当であると考えております。

検討内容につきまして説明させていただきます。2ページの(2)対象公共サービスの実施内容に関する評価についてです。業務の質に関しましては、実施要項に定めた評価項目に従い採点を行ったところ、両病院ともに目標点として設定していた70点に達しております。また、4ページに記載のとおり、両病院ともに教育体制の整備やICTの活用等に関する改善提案が積極的に行われており、業務の質の向上に寄与していると評価して

おります。

続いて、4ページからの実施経費についてです。従来経費と比較して約0.6%の増額が認められております。ただし、両病院ともに経費の全額を人件費が占めており、賃金上昇分を控除しますと実質的には約2.1%の減額となり、一定の削減効果があったものと評価しております。

最後に5ページ、(4)の競争性についてです。今期は、病院ごとの契約に分離して調達を行うこと、また総合評価落札方式の導入、資格・実績要件の明確化などを行いました。その結果、いずれの病院も2者応札を達成し、競争性が確保されたものと評価しております。

評価のまとめです。業務の質の維持向上、経費削減及び競争性の改善がなされたものと評価しており、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ.1.(1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。なお、市場化テスト終了後の事業実施につきましては、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて、厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、国立国際医療研究センターが自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと思っております。

事務局からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価案について、御質問、御意見なり、御発言をお願いします。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。終了プロセス移行の御希望とのことでございますので、念のため競争性確保の観点から幾つかお伺いさせていただきます。

今回、センター病院と国府台病院、2つ病院があるわけですが、多分それぞれ同じ会社、2社がそれぞれ入札なさった。つまりセンター病院についてはA社、B社が入札、それから国府台病院もA社、B社が入札して、それぞれ片方が予定価格を超過してしまったという結論だったと記憶しております。念のためのお伺いですが、終了プロセスに入った後、この後も同じようにA社、B社だけが登場して、それぞれこのようなすみ分けをな

さるとかということが懸念されてしまうかもしれませんが、この辺り研究センターにおいてはどのような分析をなさっていらっしゃるのでしょうか。

○小櫃室長 御質問ありがとうございます。国立国際医療研究センターの小櫃でございます。

2者が各病院に同じような業者が入っていたと、それぞれが取ったわけですが、今後の展開としては、第三者を呼び込むためには、少し業務を細分化して業務委託するのがよろしいのではないかというような気がしております。

○辻副主査 分かりました。念のためですけれども、恐らく今回、3者が説明会に参加なさったと思います。この3者というのは今回入札なさったA社、B社のほか、第三者の1社が入ってきたという理解でよろしいですか。

○小櫃室長 小櫃でございます。そのとおりでございます。

○辻副主査 でしたら唯一残った1社から、例えば今回入札なさらなかった理由はお伺いなさっていますでしょうか。

○大谷契約第一係長 大谷から説明させていただきます。よろしく申し上げます。

第3社目としまして、株式会社日本教育クリエイトというところが説明会に参加されました。入札に参加しなかった事由について特に記録はないところでございますが、こちらが考える中で、仕様書における必須要件を具備できるような配置人数を準備できなかったため、また契約実績を具備できなかったために参加できなかったと思われまので、今後の入札については、そこを調整していくことが必要かと思っております。

○辻副主査 分かりました。ちなみに現状の実施要項で求めているレベルを前提にして、現時点においてこの実施要項に手を挙げられそうな業者というのは、この業界では何社ぐらいあるのでございましょうか。

○大谷契約第一係長 続けて大谷より回答させていただきます。先ほど申し上げました株式会社日本教育クリエイトのほかに、こちらが把握している限り、あと株式会社エヌジェーシーという会社が医事業務委託を行っていることを把握しておりますので、最低でも株式会社ニチイ学館と株式会社ソラストを含めて4社あるかと考えております。

○辻副主査 分かりました。今後なるべく実施要項のレベルを、もしかしたらクオリティーを維持する観点からは悩みどころだとは存じますけれども、なるべく多くの方が手を挙げられるような形で工夫していただければと思いました。

ありがとうございます。

○大谷契約第一係長 ありがとうございます。

○中川主査 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ありがとうございます。特段ございません。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告することといたします。

事業評価案の審議は以上となります。本日はありがとうございました。

○小櫃室長 ありがとうございました。

(国立研究開発法人国立国際医療研究センター 退室)

— 了 —